



島根県報

平成18年12月 1 日 (金)
第 1,834 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則	
島根県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課) 1
告 示	
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課) 7
農業振興地域の指定の一部改正 (2 件)	(農 業 経 営 課) 8
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課) 8
保安林の指定	(森 林 整 備 課) 9
解除予定保安林	(") 9
保安林予定森林 (4 件)	(") 10
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (2 件)	(") 11
平成18年度保安林内立木伐採面積の許容限度	(") 12
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課) 14
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課) 14
道路の供用開始	(") 15
特定調達公告	
県税の電子収納及びコンビニ収納への対応に伴う税務総合オンラインシステム改修業務委託に係る随意契約の相手方等	(税 務 課) 16
正 誤	
平成18年10月20日付け島根県報第1,822号中	(森 林 整 備 課) 16
平成18年11月21日付け島根県報第1,831号中	(漁 港 漁 場 整 備 課) 16

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第101号)

1 規則の概要

(1) 領収済通知書等の納付場所から出雲信用組合を削ることとした。(様式第 8 号・様式第11号・様式第24号の 2・様式第42号関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第101号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第8号その1の裏面、様式第11号の裏面及び様式第24号の2の裏面を次のように改める。

(裏面)

納付場所

金融機関

山陰合同銀行

鳥根銀行

しまね信用金庫

日本海信用金庫

島根中央信用金庫

津和野信用金庫

島根益田信用組合

島根県信用農業協同組合連合会

島根県内の各農業協同組合

J F しまね漁業協同組合

郵便局

鳥根県内の郵便局

岡山県内の郵便局

山口県内の郵便局

備考

1 上記金融機関の国内の本店(本所)、支店(支所)、出張所及び代理店(山陰合同銀行に限る。)で納付できます。

2 上記以外の郵便局で納付する場合は、「払込取扱票」を使用してください。

みずほ銀行

鳥取銀行

広島銀行

山口銀行

米子信用金庫

商工組合中央金庫

信用組合広島商銀

中国労働金庫

鳥取県内の郵便局

広島県内の郵便局

様式第42号その1の裏面及び様式第42号その2の裏面を次のように改める。

(裏面)

納付場所

金融機関

山陰合同銀行	みずほ銀行
島根銀行	鳥取銀行
しまね信用金庫	広島銀行
日本海信用金庫	山口銀行
島根中央信用金庫	米子信用金庫
津和野信用金庫	商工組合中央金庫
島根益田信用組合	信用組合広島商銀
島根県信用農業協同組合連合会	中国労働金庫
島根県内の各農業協同組合	
JFしまね漁業協同組合	

郵便局

島根県内の郵便局	鳥取県内の郵便局
岡山県内の郵便局	広島県内の郵便局
山口県内の郵便局	

備考

- 1 上記金融機関の国内の本店(本所)、支店(支所)、出張所及び代理店(山陰合同銀行に限る。)で納付できます。
- 2 上記以外の郵便局で納付する場合は、「払込取扱票」を使用してください。

様式第42号その4を次のように改める。

様式第42号その4 (第72条関係)

OCR (島根県保管)

口座番号	島根県指定金融機関株式会社 山陰合同銀行
加入者	

領 収 済 通 知 書
(既 調 定 払 込)

注意
10
り曲げた紙を汚したり、折
しなかったり、ピンで止めたり
しないでください。

所属	
払込人	

年度	通知 番号	科目	款	項	目	節	細	節		
会計										
金額								円		
払込 年月日								年	月	日

上記のとおり領収しましたので、通知します。
島根県指定金融機関
島根県出納長 様

領収日付印

(受付局・指定金融機関等保管)

口座番号	島根県指定金融機関株式会社 山陰合同銀行
加入者	

納 付 書
(既 調 定 払 込)

所属	
払込人	

年度	通知 番号	科目	款	項	目	節	細	節		
会計										
金額								円		
払込 年月日								年	月	日

領収日付印

(納入義務者保管)

口座番号	島根県指定金融機関株式会社 山陰合同銀行
加入者	

払 込 書 兼 領 収 書
(既 調 定 払 込)

所属	
払込人	

年度	通知 番号	科目	款	項	目	節	細	節		
会計										
金額								円		
払込 年月日								年	月	日

上記のとおり払込みます。

領収日付印

(裏面)

納付場所

金融機関

山陰合同銀行

鳥根銀行

しまね信用金庫

日本海信用金庫

島根中央信用金庫

津和野信用金庫

島根益田信用組合

島根県信用農業協同組合連合会

島根県内の各農業協同組合

JFしまね漁業協同組合

郵便局

鳥根県内の郵便局

岡山県内の郵便局

山口県内の郵便局

みずほ銀行

鳥取銀行

広島銀行

山口銀行

米子信用金庫

商工組合中央金庫

信用組合広島商銀

中国労働金庫

鳥取県内の郵便局

広島県内の郵便局

備考

- 1 上記金融機関の国内の本店(本所)、支店(支所)、出張所及び代理店(山陰合同銀行に限る。)で納付できます。
- 2 上記以外の郵便局で納付する場合は、「払込取扱票」を使用してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

島根県告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年12月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
財団法人 厚生年金事業振興団 玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	訪問リハビリテーション	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成18年7月14日
財団法人 厚生年金事業振興団 玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	介護予防訪問リハビリテーション	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成18年7月14日
有限会社 松江ファミリー農園	松江市竹矢町1116	通所介護	らぶらぶデイサービスセンター	松江市竹矢町1834	平成18年11月 7 日
有限会社 松江ファミリー農園	松江市竹矢町1116	介護予防通所介護	らぶらぶデイサービスセンター	松江市竹矢町1834	平成18年11月 7 日
医療法人 祐和会	松江市津田町313番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム アンジュ	松江市西津田四丁目7番18号	平成18年10月20日
医療法人 祐和会	松江市津田町313番地	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム アンジュ	松江市西津田四丁目7番18号	平成18年10月20日
社会福祉法人 吾郷会	邑智郡美郷町滝原167 - 1	特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所まほろば大和	邑智郡美郷町都賀本郷158番地 1	平成18年10月 1 日
社会福祉法人 吾郷会	邑智郡美郷町滝原167 - 1	介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所まほろば大和	邑智郡美郷町都賀本郷158番地 1	平成18年10月 1 日
大蘆 義恭	松江市魚町56番地	居宅療養管理指導	大蘆歯科医院	松江市魚町56	平成18年6月22日
大蘆 義恭	松江市魚町56番地	介護予防居宅療養管理指導	大蘆歯科医院	松江市魚町56	平成18年6月22日
テイオードラッグ株式会社	香川県高松市宮脇町一丁目 1 番23号	居宅療養管理指導	セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198 - 6	平成18年11月 1 日

テイオードラッグ株式会社	香川県高松市宮脇町一丁目1番23号	介護予防居宅療養管理指導	セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成18年11月1日
社会福祉法人 はびねす福祉会	益田市横田町2087番地1	訪問介護	社会福祉法人はびねす福祉会指定訪問介護事業所	益田市横田町2087番地1	平成18年10月11日
有限会社 シー・エス・ピー	松江市山代町826-1	居宅介護支援事業	ぬくもりの里	松江市山代町826-1	平成18年10月17日
有限会社 松江ファミリー農園	松江市竹矢町1116	居宅介護支援事業	竹矢介護支援センター	松江市竹矢町1834	平成18年11月7日
社会福祉法人 はびねす福祉会	益田市横田町2087番地1	居宅介護支援事業	社会福祉法人はびねす福祉会指定居宅介護支援事業所	益田市横田町2087番地1	平成18年10月11日

島根県告示第1073号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

4 桜江地域の項を次のように改める。

4 削除

注中「島根県庁関係農林事務所及び」を「隠岐支庁、各農林振興センター及び事務所並びに」に改める。

島根県告示第1074号

農業振興地域の指定（昭和48年島根県告示第118号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

3 江津地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

江津市のうち、次の図面に赤色に着色した部分（ア平成8年6月21日江津市告示第28号で定められた江津都市計画用途地域、イ昭和47年島根県告示第873号で定められた島根県立石見海浜公園、ウ平成3年島根県告示第865号で定められた江の川下流域森林計画区のエ班番号第339から第351までのうちの各保安林、ロ同森林計画区のエ班番号第361、第371、第372及び第375のうちの各一部、同森林計画区のエ班番号第361及び第362のうちの各保安林、ハ同森林計画区のエ班番号第378、第379及び第392から第394までのうちの各保安林、ニ後畑国有林（第275から第282まで）、ヒ長谷山国有林（第283）、フ芭蕉山国有林（第225及び第284）並びにケ昭和62年島根県告示第473号で桜江町の区域のうち、別添図面の赤色斜線部分を農業振興地域の縮小を行うこととされた区域）を除く区域

注中「関係総合事務所及び市町村役場」を「隠岐支庁、各農林振興センター及び事務所並びに関係市町村役場」に改める。

島根県告示第1075号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う悠YOUおおち東地区土居工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることがで

きる。

平成18年12月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年12月 1 日から21日間

3 縦覧の場所

邑南町役場

島根県告示第1076号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成18年12月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ1813、イ1814、イ1816 - 1、イ1816 - 2、イ2140、イ2141、イ2145 - 1、イ2152 - 1、イ2152 - 続 1、イ2152 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1077号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字菅谷4308 - 13・4311 - 3・4311 - 4・4312 - 5・4312 - 6（以上 5 筆国有林）、4309 - 1・4310 - 1・4310 - 7・4311 - 1・4312 - 1（以上 5 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1078号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町道川イ1420 - 1、1420 - 内1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1079号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町本郷2021 - 26、2021 - 28、2022 - 4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1080号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示す

る。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡邑南町日貫3578 - 3、3578 - 4、3579
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1081号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市八雲町東岩坂3534 - 1 から3534 - 4 まで、3535 - 2、3535 - 3、3538 - 1、安来市広瀬町西谷958、968 - 1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1082号

平成18年島根県告示第1016号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
益田市波田町イ1060 - 37	岡本 廣造	益田市波田町イ543 - 1
益田市波田町イ1063	澄出 弘	益田市あけぼの東町15 - 31
益田市波田町イ680、イ1072	寺戸 豊	益田市波田町イ641 - 1
益田市波田町イ1066	寺戸 輝好	名古屋市緑区鳴海町
益田市波田町イ1052、イ1061、イ1061内1	寺戸 直市	益田市波田町イ641内1
益田市波田町イ1061、イ1061内1、イ1072	寺戸 為市	益田市波田町イ675
益田市波田町イ1064 - 1、イ1065	中村 マサヨ	益田市波田町イ656
益田市波田町イ1073 - 3、イ1073 - 4	中村 芳樹	益田市波田町イ270 - 4
益田市波田町イ1063	渡部 透	益田市波田町イ711

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
-

島根県告示第1083号

平成18年島根県告示第995号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
安来市広瀬町宇波2351から2353まで、2373、2437、2442、2444、2447、2448、2456、2457、2455 - 3	細田 芳政	松江市西津田町1 - 2 - 9
安来市広瀬町宇波2311、2371	竹田 房光	安来市広瀬町広瀬772 - 10
安来市広瀬町宇波2498、2500	山崎 隆	安来市上吉田町979
安来市広瀬町宇波2498、2500	中尾 喜久江	安来市上吉田町880
安来市広瀬町宇波2611	新石 伴十	安来市広瀬町宇波

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
-

島根県告示第1084号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	813.23
斐伊川	"	1,625.56
神戸川	"	1,791.21
大田地区	"	110.96
邑智地区	"	1,287.39
那賀地区	"	1,141.16
美鹿地区	"	3,336.42
隠岐	"	260.41
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	"	1.02
長浜地区	"	2.84
湖陵町	"	2.40
多伎町	"	0.70
大田市	"	0.60
仁摩町	"	0.28
温泉津町	"	0.02
江津東地区	"	1.98
江津西地区	"	0.88
浜田東地区	"	5.32
益田東地区	"	1.34
益田西地区	"	3.08
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	"	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36
出雲市	"	10.92
大田市	"	9.90
江津市	"	0.44
浜田市	"	7.92
益田市	"	1.60
隠岐の島町	"	2.86
海士町	"	3.52
西ノ島町	"	1.92
知夫村	"	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	20.96
斐伊川	"	18.47
神戸川	"	35.22
大田地区	"	2.51
邑智地区	"	101.12
那賀地区	"	70.46
美鹿地区	"	98.70

隠岐	”	20.12
松江・斐伊川・大田	保健保安林	119.46
邑智・那賀・美鹿	”	41.35
隠岐	”	27.24

島根県告示第1085号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

- 大田市久手町波根西2223 米田 政義
- ” 鳥井町鳥井185 - 13 木村 武好
- ” 波根町1970 - 2 郷原 貞利

(2) 加入区

大田市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第1086号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町真田79番3地先から同1337番1地先まで	前	メートル 13.50 ~ 23.50	メートル 1,610.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所
			後	14.50 ~ 30.50	1,610.00	

県 道	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮673番2地先から同地先まで	前	5.00~ 11.50	53.50	雲南県土整備事務所	道路改良工事
			後	5.00~ 20.50	53.50		仮設道設置
"	六日市錦線	鹿足郡吉賀町六日市467番3地先から同町有飯311番1地先まで	前	11.50~ 15.50	930.30	益田県土整備事務所津和野土木事業所	歩道新設工事
			後	11.50~ 31.50	930.30		拡幅
"	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町都万上松坂6446番5地先から同町都万下松坂6423番1地先まで	前	10.00~ 25.00	200.00	隠岐支庁県土整備局	道路改良工事
			後	10.00~ 39.00	200.00		拡幅

島根県告示第1087号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年12月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	大根島線	松江市八束町入江1050番3地先から同町波入1405番1地先まで	メートル 203.00	平成18年 12月 1 日	松江県土整備事務所	
		松江市八束町波入1339番1地先から同307番1地先まで	127.00	平成18年 12月 1 日		
"	大野魚瀬恵曇線	松江市上大野町字小束1822番3地先から同字1821番1地先まで	12.00	平成18年 12月 1 日	松江県土整備事務所	
		松江市上大野町字坂本1281番4地先から同字1285番5地先まで	108.00	平成18年 12月 1 日		
"	十六島直江停車場線	簸川郡斐川町大字直江町902番地先から同大字4621番5地先まで	216.20	平成18年 12月 1 日	出雲県土整備事務所	
"	外園高松線	出雲市下横町317番1地先から同市高松町1227番6地先まで	308.00	平成18年 12月 1 日	松江県土整備事務所	
"	大田桜江線	大田市久利町松代字山根臺77番2地先から同町字下夕臺56番地先まで	233.00	平成18年 12月 1 日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町上松坂6446番5地先から同町下松坂6423番1地先まで	200.00	平成18年 12月 1 日	隠岐支庁県土整備局	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町伏谷984番1地先から同103番地先まで	140.00	平成18年 12月 3 日	県央県土整備事務所	

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年12月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

県税の電子収納及びコンビニ収納への対応に伴う税務総合オンラインシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年10月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 島根支店長 村上裕司
島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

64,033,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

正 誤

平成18年10月20日付け島根県報第1,822号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から11	字大吉田3411、3416	字大吉田3411、3416（次の図に示す部分に限る。）
	下から1	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

平成18年11月21日付け島根県報第1,831号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から22	623番5及び409番の地先公有水面	623番5の地先公有水面